

## 令和6年度広島県高校生等奨学給付金（前倒し給付申請）手続の流れ

4月

## 1 申請書類を進学先の高等学校等へ提出

- ・ 広島県教育委員会ホームページで申請書様式をダウンロード・印刷する。
- ・ 別紙「記入例」を参考に必要事項を記入。
- ・ 別紙「必要書類一覧」を確認し、必要書類を揃える。
- ・ 申請者が用意した角型2号封筒に、申請書及び必要書類を封入する。
- ・ 生徒の進学先の高等学校等へ提出する。

提出期限：令和6年4月12日（金）学校必着

※通常給付申請の詳細は、7月頃にお知らせする予定です。

## 2 前倒し部分の審査

3か月分

6月以降

## 3 前倒し給付に係る認定結果通知

3か月分

- 〔認定〕 ⇒ 支給額及び支給予定日が記載された支給決定通知書
- 〔不認定〕 ⇒ 不支給決定通知書

※課税台帳が変わる7月の通常申請時に申請することができます。

7月

## 4 前倒し以外の部分に係る継続審査

9か月分

- ・ 継続審査は、原則、新たに申請書を提出していただく必要はありません。
- ・ ただし、次の方は、申請書以外の必要書類（最新版）の再提出が必要です。  
※再提出について、当課から別途、案内します。

【必要書類（最新版）の再提出が必要な方】

| 区分         | 再提出していただく必要書類   |
|------------|---|
| ① 生活保護受給世帯 | 7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給していることの証明書  |
| ② 住民税非課税世帯 | 次の①、②に該当する方は課税証明書（令和6年度）<br>① 生徒が国立高等学校等・県外の公立高等学校等に在籍の方<br>② 申請書2ページの1㊦の「広島県の高等学校等 就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用すること」に同意されない方 |

※ **（重要）前倒し給付申請を行った後、7月1日までに申請書に記入した保護者等又は扶養親族に変更が生じた場合や、新たに生活保護（生業扶助）の受給を開始又は停止した場合は、7月1日までに必ず下記の連絡先へ連絡してください。**

※ 連絡がなかった場合、後日支給決定が取り消され、支給済みの給付金を返還していただく必要があります。

10月以降

## 4 継続審査に係る認定結果通知

9か月分

- 〔認定〕 ⇒ 支給額及び支給予定日が記載された支給決定通知書
- 〔不認定〕 ⇒ 不支給決定通知書
- ・ 前倒し部分が認定でも、継続審査の結果、前倒し以外の部分が不認定となる場合があります。

※ 書類審査の状況等により、実際の時期は変動します。

【連絡先】

広島県教育委員会事務局 学びの变革推進部 教育支援推進課

電話：082-222-3015

受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）